

第6回芽室町議会改革諮詢会議案

日 時 令和8年1月29日（木曜）19時～20時

場 所 役場3階説明員室

1 開 会 明瀬 祯純 会長

2 協議事項

(1) 答申書案について 資料1

(2) 附帯意見案について 資料2

3 そ の 他

4 閉 会

資料 1

令和 8 年 1 月 29 日

芽室町議会議長 梶澤 幸治 様

芽室町議会改革諮問会議会長 明瀬 穎純
(公印省略)

議員定数と報酬のあり方について（答申）

令和 6 年 1 月 6 日付で諮問のあったこのことについて、当会議における調査・研究結果を下記のとおり答申する。

記

1 答申事項

- (1) 芽室町議会議員の定数について
- (2) 芽室町議会議員の議員報酬について

2 答申書 別紙

議長諮詢事項に対する答申書

令和6年11月6日付で議長から諮詢された件について、別添のとおり答申する。

令和8年1月29日

芽室町議会改革諮詢会議
会長 明瀬禎純

芽室町議會議長 梶澤幸治様

答申書

令和 8 年 1 月 29 日

芽室町議会改革諮詢会議

答 申 事 項

1 芽室町議会議員の定数について

(1) 議員定数については 16 人とする。

2 芽室町議会議員の議員報酬について

(1) 報酬区分は、議員、議長、副議長、委員長の 4 区分とする。

(2) 月額報酬は、以下のとおりとする。

・議 員 300,000 円

・議 長 455,000 円

・副議長 384,000 円

・委員長 356,000 円

(3) 期末手当は、4.6か月分を 11月及び5月に各2.3か月分支給する。

(単位：円)

区 分	月額報酬	期末手当	年額報酬
議 員	300,000	1,380,000	4,980,000
議 長	455,000	2,093,000	7,553,000
副議長	384,000	1,767,000	6,375,000
委員長	356,000	1,638,000	5,910,000

資料2

諮詢會議答申書附帶意見（案）

このたび、芽室町議会が調査研究、協議・検討を重ねた「議員定数と報酬の見直し案（令和7年12月22日議会運営委員会答申事項）」について、手順・手法、根拠・論拠という視点での分析では異論はなく、住民に対して十分理解を得られる成果と評価する。

ただし、住民感情という視点での分析では、報酬増加率（平均50～60%増）及び年間増加額（約30,000千円）は、町財政に及ぼす影響は極めて大きく、今回の芽室町議会の様々な取組みを認識していない住民にとっては、理解し難いことも当然想定すべき事項と捉えて、この現実に真摯に向き合うべき具体的指摘事項として、下記5点を付記する。

記

- 1 議会基本条例の前文に規定する「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現に向けて、議会・議員の資質向上に常に努めるとともに、議会・議員活動の情報発信に創意工夫を凝らし、住民に対する情報提供と情報共有に不断の努力を尽くすこと。
- 2 生活給的な要素を含めた報酬の見直しは、新たに約30,000千円の公費を捻出することから、執行にあたって厳正厳格な基準を再考するとともに、議会費予算の節減・節約にいっそう努めること。
- 3 今回の議員報酬の見直しは「なり手対策」のひとつの手段であり、次期統一地方選挙までは1年以上の期間があることから、この間においても、住民を対象にした様々な啓発活動等を実践し目的達成に努めること。

- 4 次期統一地方選挙（令和9年4月実施予定）の町議会議員選挙結果が、無投票もしくは欠員を生じる事態となった際には、改めて「議員定数と報酬の見直し」に取り組み、特に定数については、新たな根拠と論拠による見直しを可能な範囲で速やかに行うこと。
- 5 報酬算出の根拠とした「議会活動量」及び「議員活動量」について、今後もこの考え方を継続することを前提とし、改めてそれぞれの活動量の定義を精査し明確にすること。また、次期任期からは、毎月の実績を公表するなど住民理解につながる情報公開に努め、さらに、報酬の見直しが停滞しないよう、任期ごとに検証することを原則とすること。

諮詢會議答申書附帶意見（案）解説付

このたび、芽室町議会が調査研究、協議・検討を重ねた「議員定数と報酬の見直し案（令和7年12月22日議会運営委員会答申事項）」について、手順・手法、根拠・論拠という視点での分析では異論はなく、住民に対して十分理解を得られる成果と評価する。

ただし、住民感情という視点での分析では、報酬増加率（平均50～60%増）及び年間増加額（約30,000千円）は、町財政に及ぼす影響は極めて大きく、今回の芽室町議会の様々な取組みを認識していない住民にとっては、理解し難いことも当然想定すべき事項と捉えて、この現実に真摯に向き合うべき具体的指摘事項として、下記5点を付記する。

→ 議会改革諮詢會議としては、議会の答申どおりの定数と報酬を是とし、議会に対してさらなる住民意見の聴取（アンケート等）を求めたり、具体的な数値を独自に調査研究することはしない。ただし、住民感情を尊重した審査は不可欠なことから、委員が聴く住民からの厳しい声などを基に、今後、議会が取組むべき事項の指摘を加えて、結論付ける趣旨。

記

1 議会基本条例の前文に規定する「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現に向けて、議会・議員の資質向上に常に努めるとともに、議会・議員活動の情報発信に創意工夫を凝らし、住民に対する情報提供と情報共有に不断の努力を尽くすこと。

→ 議会が今回実施した意見交換会では、議会（議員）の認知度が低いことを総括していることから、議会としてスローガンだけではなく、実効性が担保できる活動にいつそう努めることを促す意味（例：広報活動・機能の強化・充実、住民との意見交換の創意工夫等）。

2 生活給的な要素を含めた報酬の見直しは、新たに約 30,000 千円の公費を捻出することから、執行にあたって厳正厳格な基準を再考するとともに、議会費予算の節減・節約にいっそう努めること。

→ 今回の見直しは「報酬」に「生活給的な要素」を加えて増額させたことから、現行の減額規定（180 日以上の欠席：25／100 の減、365 日以上の欠席：50／100 の減）について、給与所得者等（他自治体議会含む）の類似例を参照して減額基準の厳格化を促す意味。また、議会費内における増額報酬分の財源補てんは困難とはいえ、現行予算の縮減にいっそう努めることを促す意味。

3 今回の議員報酬の見直しは「なり手対策」のひとつの手段であり、次期統一地方選挙までは 1 年以上の期間があることから、この間においても、住民を対象にした様々な啓発活動等を実践し目的達成に努めること。

→ すでに検討中の「議員の学校」や「ハラスメント防止条例」の制定をはじめ、報酬の見直し以外の「多様ななり手創出に向けて環境整備」に具体的に、かつ、速やかに取り組むことを促す意味。

4 次期統一地方選挙（令和 9 年 4 月実施予定）の町議会議員選挙結果が、無投票もしくは欠員を生じる事態となった際には、改めて「議員定数と報酬の見直し」に取り組み、特に定数については、新たな根拠と論拠による見直しを可能な範囲で速やかに行うこと。

→ 無投票であれば、今回の見直しの成果は主張できることから、1 人減（定数 15 名）もしくは 2 人減（定数 14 名）の定数の見直しについて、速やかに取り組むことを促す意味。

5 報酬算出の根拠とした「議会活動量」及び「議員活動量」について、今後もこの考え方を継続することを前提とし、改めてそれぞれの活動量の定義を精査し明確にすること。また、次期任期からは、毎月の実績を公表するなど住民理解につながる情報公開に努め、さらに、報酬の見直しが停滞しないよう、任期ごとに検証することを原則とすること。

→ 報酬見直しの根拠とした活動量について、改めて定義を整理し、令和8年度（令和8年5月）から実績を公表するなど透明化を促す意味。